



江東区 無電柱化推進計画

令和2年(2020年)3月



江東区

江東区無電柱化推進計画の策定にあたって



わが国では、私たちの暮らしに必要な電力や通信ネットワークを支えるインフラとして、全国で約3600万本の電柱が建てられています。江東区内だけでも約1万4千本の電柱があり、私たちにとっては、電柱がある風景が当たり前になってしまっています。

しかしながら、近年、自然災害の激甚化で電柱が倒壊し、避難や救助活動に必要な道路が閉塞される事態が多数発生しています。また、林立する電柱は道路の安全な歩行空間を阻害するだけでなく、歴史的資産をはじめとする質の高い都市景観を損ねています。

無電柱化はこれらの問題を解決し、災害時における都市防災機能の強化や、安全で快適な歩行空間の創出、良好な景観の形成など、様々な効果が期待できる施策です。

本区では、これまでも道路の無電柱化に取り組んでまいりましたが、江東区が管理する区道の無電柱化率は、わずか7.2%にとどまっており、まだまだ多くの電柱が道路上に設置されている状況です。災害に強く、安全で魅力ある江東区を実現するためにも、引き続き無電柱化を推進していくことが必要です。

このような背景から、本区の無電柱化事業をさらに推進するため、この度「江東区無電柱化推進計画」を策定しました。

本計画では、無電柱化の基本的な方針や具体的な整備路線、整備目標を定めています。また、整備にかかる期間や費用、技術面などの課題を解決し、今後さらに無電柱化の推進をするための施策を盛り込んでいます。

本計画を推進していくためには、区民、関係事業者の皆様と江東区が協働していくことが必要不可欠です。チーム江東一丸となって、災害に強く、安全で安心なまちづくりを実現するために、より一層の無電柱化の推進に取り組んでまいります。

最後に、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見を賜りました区民、事業者の皆様ならびに関係者の方々に厚く御礼申し上げます

令和2年（2020年）3月

江東区長
山崎孝明

目次

1. 計画策定の背景	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 無電柱化の必要性	1
(1) 無電柱化の目的	1
(2) 都市防災機能の強化	2
(3) 安全で快適な歩行空間の確保	3
(4) 良好な都市景観の創出	4
1-3 計画の位置付け	5
2. 無電柱化の手法と課題	6
2-1 無電柱化の手法	6
2-2 電線共同溝方式の概要	6
2-3 無電柱化の課題	7
(1) 無電柱化にかかる期間	7
(2) 無電柱化にかかる費用	8
(3) 狭あい道路における整備	9
3. 江東区の無電柱化状況	10
3-1 区道の無電柱化の状況	10
3-2 区道の無電柱化の変遷	10
4. 無電柱化の基本方針	12
4-1 無電柱化の基本方針	12
4-2 整備対象路線の選定	14
4-3 整備対象路線の見直し	14
5. 無電柱化の整備計画	21
5-1 整備方針	21
(1) 整備方針	21
5-2 計画路線及び優先整備路線	22
5-3 整備計画	24
(1) 計画期間	24
(2) 整備目標	24
(3) 優先整備路線の事業工程	25
5-4 計画路線の見直し	25
6. 無電柱化の推進のために講じる施策	26
6-1 無電柱化の低コスト化・工期短縮に向けた取組	26
6-2 狭あい道路における無電柱化整備	27
(1) 技術的課題の解決	27
(2) 三者協働	28
6-3 補助制度を活用した財源の確保	29
6-4 道路事業や市街地開発事業等との同時整備の検討	29
6-5 道路法第37条に基づく占用制限の活用	29

目 次

【参考資料】

(1) 無電柱化の推進に関する法律 -----	31
(2) 国の無電柱化推進計画 -----	32
(3) 東京都の無電柱化推進条例 -----	33
(4) 東京都の無電柱化計画 -----	33
(5) 東京都の無電柱化推進計画 -----	34
(6) 海外と国内主要都市の無電柱化率の比較 -----	35
(7) 無電柱化によるライフライン被害率の低減 -----	36
(8) 評価項目の解説及び評価項目別の区管内図 -----	37
(9) 埋設基準の改訂 -----	49
(10) 管路材の改良 -----	50
(11) 国における補助金制度 -----	50
(12) 東京都における無電柱化都費補助制度 -----	51
(13) 道路法第 37 条に基づく占用制限 -----	53
(14) 用語集 -----	54
(15) 検討体制 -----	56